

入札心得

令和6年2月21日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

■ 入札に付する事項

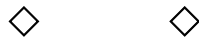
- (1) 業 務 名：令和6年度グリーストラップ清掃・汚泥等収集運搬及び処分業務委託
- (2) 履 行 場 所：別紙、仕様書のとおり。
- (3) 履 行 内 容：別紙、仕様書のとおり。
- (4) 契約予定日：令和6年4月
- (5) 契約期間：契約締結日から令和7年3月31日

■ 入札の日時・場所

- (1) 日時：令和6年3月13日（水） 13時30分
- (2) 場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階 301A会議室

■ 契約担当課

那覇市こどもみらい部 こども政策課 こども施設グループ （担当：嘉陽、石川）
電話番号 098-861-2110 FAX番号 098-917-0106



1 入 札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印してください。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印には、法人代表者の登録印鑑届出印を使用してください。
- ② 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
- ③ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に「委任状」を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。
委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑤ 電話、又は郵便による入札は認めません。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び那覇市契約規則（1971年那覇市規則第13号）を遵守してください。

2 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

3 開 札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所以に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- ④ 入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- ⑤ 入札書に入札金額のない入札、又は当該金額が分明でない入札
- ⑥ 入札書の表記金額を訂正した入札又は「¥」や「金」の記載がない入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑧ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

- ⑨ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑩ 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- ⑪ 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- ⑫ その他入札の条件に違反した入札
- ⑬ 虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札、ならびに本書に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- ⑭ 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本市から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- ⑮ その他那覇市契約規則第 14 条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

5 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札（3 回まで）を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、3 回目の最低入札者と随意契約の調整を行います。

6 落札者の決定

- ① 落札者は、本市の予定価格以下で、かつ、最低金額をもって入札した者としします。
- ② 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。

7 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

8 入札の中止等

公正な入札が行われないおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、もしくは取り消し、または開札を延期します。

9 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

10 その他

- (1) 契約の手續きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、那覇市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。
- (3) 申請書、提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。